

〈解答〉

- ① 1 地方分権
 2 民主主義の学校
 3 才
 4 A 30 歳 B 25 歳 C 25 歳 D 25 歳
 5 条例
 6 ⑦不信任 ⑧解散
 7 ⑨地方税 ⑩地方交付税 ⑪地方債 ⑫国庫支出金
 8 A 監査 B 解散 C 解職 D 50 分の 1 E 3 分の 1 F 首長 G 選挙管理委員会
 9 住民投票
 10 NPO
 11 オンブズマン [オンブズパーソン]

配点 各 1 点 24 点満点

〈解説〉

日本国憲法

1946 (昭和21) 11. 3. 公布

1947 (昭和22) 5. 3. 施行

第8章 地方自治

第92条 [地方自治の基本原則]

⇒ 地方自治法

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 [地方公共団体の機関, その直接選挙]

① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

⇒ 首長

第94条 [地方公共団体の権能]

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 [特別法の住民投票]

一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。